

第一章 地域ケア体制整備構想について

1 構想策定の趣旨と東京都の取組

- 医療構造改革の一環として、「介護療養型医療施設」の廃止が決定され、療養病床が再編成されることになりました。  
厚生労働省は、療養病床の整備状況は地域により差が大きいことを踏まえ、住民や医療機関の不安に対して明確な将来像を提示した上で、療養病床の再編成に取り組む必要があるとしています。【P1】
- 「地域ケア体制整備構想」は各都道府県が地域の特性に応じ策定するもので、療養病床の再編成による地域ごとの対応方針を含め、高齢期の生活を支える医療、介護、住まい等の将来的なニーズや社会資源の状況等に即し、計画的に整備を行うことを目的としています。【P1】
- 東京都は平成 18 年度に、都道府県ごとの地域ケア体制整備構想の策定を支援するモデルプラン作成事業に参加しました（都市地域モデル）。【P1】
- 本構想は、厚生労働省が示した「地域ケア体制の整備に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、「地域ケア整備構想モデルプラン（東京都区西北部圏域）」を参考に策定しています。【P1】

2 東京都地域ケア体制整備構想と調和を保つ諸計画

- 下記の計画を関連計画とし、本構想と整合性を図っていきます。【P2】  
東京都医療費適正化計画、東京都保健医療計画、東京都高齢者保健福祉計画、東京都住宅マスタープラン

3 区市町村との調整

- 本構想で構築された理念は、東京都高齢者保健福祉計画で具体化し、実施段階において、区市町村と意見調整を行います。【P3】

第二章 地域ケア体制整備構想の策定に当たっての考え方

1 東京都地域ケア体制整備構想の背景

- 東京都の今後の人口推計からは、これまでに例を見ない高齢者数の増加が見込まれており、特に後期高齢者数の増加に著しいものがあります。このため、東京都の地域ケア体制は、超高齢社会を前提に考える必要があります。【P4】
- 東京都の療養病床は、高齢者人口当たり全国で 41 番目です。【P4】
- 東京都の療養病床数は現状でも少なく、また、急激な高齢者数の増加が予想されるなどの地域特性を踏まえ、医療の必要度の高い高齢者等の療養の場として、必要な療養病床数を確保していきます。【P5】

2 構想の基本理念

- 「『高齢者の自立と尊厳を支える社会』の実現」、「確かな『安心』を次世代に継承」（「東京都高齢者保健福祉計画（平成 18 年度～平成 20 年度）」から）を引き続き基本理念とします。【P6】

3 構想の視点

- 大都市東京の特性を活かす。【P6】  
⇒人口密度が高い生活、多様な組織体、豊富な人材
- 地域生活の継続（介護が必要になっても自宅での対応を希望 66%）。【P7】  
⇒訪問・通所サービスが地域に複数あることから、サービスを選択しながら住み慣れた自宅で生活することが可能
- 元気な高齢者を中心として地域力で支援。【P7】  
⇒「地域を活性化する存在」として元気な高齢者の活躍に期待

4 地域ケア体制の整備に当たっての考え方

- 国の基本指針を踏まえ、下記のとおりとしています。
- 高齢者数の急増により、介護サービスは中重度者への重点的な対応を図ります。【P8】
- 24 時間安心して暮らせる見守りサービスの提供が必要です。【P8】
- 地域における安心した療養生活のために、在宅医療の基盤整備が必要です。【P8】

第三章 30 年後の高齢者の見通し

1 平成 47 年(2035 年)に向けた 10 年毎の高齢者の介護サービス、見守りサービス等の需要の見通し

- 東京都の総人口は平成 32 年をピークに減少しますが、高齢者数は増加を続けます。特に後期高齢者数の増加が著しく、平成 32 年には前期高齢者数を上回ります。【P9】
- 高齢者の単独、夫婦のみ世帯に属する高齢者数は、平成 47 年に 100 万人増加します。そのうち 75 万人は後期高齢者です。【P10】
- 平成 47 年の高齢者人口 389 万人のうち 300 万人は、要介護（支援）認定を受けない元気な高齢者です。【P12】

## 第四章 地域ケア体制の将来像

- 1 10年後の東京における高齢者の望ましい将来像
  - 地域ケアの進んだ10年後の高齢者は、自らの意思で「暮らしの場」を選択しています。【P14】
  - 「福祉・保健・医療が連携した仕組み」により地域で生活が続けられます。【P14】
  - 元気な高齢者が「サービスの担い手」として活躍しています。【P14】

- 2 10年後の高齢者の状況
  - 多様な価値観を持つ「団塊の世代」が加わり、4人に1人が高齢者となります。【P18】

～以下、3から7は、【今後の取組】から抜粋～

- 3 住まい方の現状と課題及び今後の取組
  - 高齢者向け住まいにおけるサービスの質の確保を検討します。【P23】
  - 民間活力を誘導した、共同住宅における見守り機能の在り方等を検討します。【P23】
  - 見守りやケア等のサービスを受けられる住まいの普及を図るため、都民や事業者に対する多様な住まい方と住み替えの普及啓発に取り組んでいきます。【P23】

### 4 介護保険の施設・居住系サービス及び在宅サービスの現状と課題及び今後の取組

#### ◆地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括ケアの拠点として機能を発揮できるよう区市町村を支援します。【P25】

#### ◆施設系サービス（介護保険施設）

- 地域偏在を解消し、整備率の向上を目指します。【P28】
- 公有地活用による整備促進や、小規模サテライト型施設の有効性を検討します。【P28】

#### ◆居住系サービス（認知症高齢者グループホーム、特定施設〈混合型・介護専用型〉）

- 区市町村に働きかけ、必要利用定員総数を適切に見込みます。【P30】
- 整備費補助の重点化や公有地活用を進め、認知症高齢者グループホームの整備を進めていきます。【P30】

#### ◆在宅系サービス（訪問、通所、地域密着型）

- 小規模多機能型居宅介護の整備に当たり、認知症高齢者グループホームに併設する場合、整備費補助の加算を行うことにより、整備促進を図ります。【P32】
- 全区市町村で夜間対応型訪問介護が実施できるよう設置促進を働きかけます。【P32】

### 5 地域における見守り等の現状と課題及び今後の取組

- 地域社会活性化の担い手として、高齢者が活躍できるような方策について検討していきます。【P35】
- 区市町村が実施する、介護保険外のサービスを支援します。【P35】

### 6 在宅医療の現状と課題及び今後の取組

- 地域ごとの在宅医療の取り組みについて区市町村に対する支援を行います。【P38】
- 訪問看護ステーションの人材育成への支援を検討します。【P38】

### 7 介護人材の現状と課題及び今後の取組

- 大都市東京に相応しい介護報酬の在り方について提言していきます。【P40】
- 事業者の人材育成に対し支援していきます。【P40】
- ケアマネジャーや介護職員の認知症ケアに関する資質向上に努めます。【P40】

## 第五章 療養病床の再編成

### 1 東京都における療養病床の再編成の考え方

- 東京都の療養病床数は現状でも少なく、全国一律で算定しようとする国の医療費適正化計画における「療養病床の病床数に関する数値目標」の考え方は、東京都の地域特性には合いません。【P43】
- 療養病床は、東京都の地域ケア体制における重要な社会資源であり、医療の必要度の高い高齢者等の療養の場として必要量を確保していきます。【P43】

### 2 医療機関と入院患者の現状（療養病床アンケートから）

- 医療療養病床を持つ医療機関は、約75%が現状のままの予定です。【P44】
- 介護療養病床を持つ医療機関は、約22%が医療療養病床へ、約26%が老健への転換を表明していますが、半数は「転換意向未定」です。【P44】

### 3 療養病床転換への対応策

#### ◆区市町村の役割

- 福祉・保健・医療の具体的なサービス提供に関わる分野の多くは、サービス利用者や住民生活に最も身近な区市町村の役割が重視されています。【P52】
- 療養病床の転換については、今後の転換状況を把握し、それに対応するための地域の特性と実情に応じた介護、医療、住まい、地域でのケア体制の構築を展開することが期待されます。【P52】

#### ◆東京都の役割

- 医療と介護の連携など地域における体制整備を支援します。【P52】
- 療養病床の転換については、関係機関との調整など、区市町村を支援します。【P52】

#### ◆支援措置

- 東京都は、老健等へ転換する際に利用できる都独自の補助を行っています。【P54】

### 4 療養病床転換計画表

- 東京都の療養病床は、今後も必要数を確保していきますが、制度改正等に配慮し各医療機関の意向を尊重した上で、転換計画を作成します。【P55】
- このため、療養病床転換計画表の作成に当たっては、各医療機関の意向を尊重したものとするため、「療養病床転換意向等アンケート調査」の集計結果をそのまま記載しています。【P55】

## 第六章 地域ケア体制の推進

- 医療機関の転換意向についても引き続き把握するため、改定後の診療報酬等が明らかになる20年春に再度、療養病床転換意向アンケートを実施し、結果を踏まえ療養病床転換計画を改定します。【P60】
- 本構想の実現に向けて、「東京都高齢者保健福祉計画」において、具体的な政策展開を明らかにしていきます。【P61】
- 療養病床の再編成と地域ケア体制の推進に向けて、区市町村とともに都民をはじめ、事業者等関係者への周知を図っていきます。【P61】